

「くらしのセミナー」

現在は商品やサービスの提供が多様で、消費者の選択がとて大切で。くらしのセミ

ナーで最新の情報を学び、生活に役立たせましよう。
日時・テーマ・講師は下表のと



身近なテーマを分かりやすく

セミナー日程表		
日時	テーマ	講師
6月23日 午後1時30分～3時	生活設計と生命保険～生命保険見直しのポイント～	生命保険文化センター 木内国雄さん
7月1日 午後1時30分～3時	消費者相談から見た消費者問題と解決の手段	全国消費生活相談員協会関東支部長・柴原弘子さん
7月7日 午後1時30分～3時	ライフウオーク～生活の活性化をウォーキングで～	群馬大教授・山西哲郎さん

おり 会場は前橋テルサ 対象
一般、先着五十人 申し込み
消費生活センター 230
1755へ

マイバスの夢を語り合おう

市街地活性化フォーラム

昨年六月に運行を開始したマイバス。この運行一周年を記念したイベント「市街地活性化フォーラム」マイバスの夢を「語り合おう」を開催します。ぜひ参加ください。
日時：6月29日 午後1時 会場：国際交流広場 内容：マイバス体験乗車や今後のまちづくりとマイバスとのかわりを語り合う意見交換会、琴とフルートのミニコンサート、まゆの会、参加店でのプレゼントが当たるスタンプリナーなど



中心市街地を走るマイバス

：問い合わせは交通政策課
890 6262へ。

福祉医療費受給資格者証

7月から更新されます

母子・父子家庭などの「福祉医療費受給資格者証」の有効期限は六月末日までです。七月一日からは、六月下旬に郵送する新しい受給者証を使用してください。なお、次回から更新日が八月一日に変わるため、この受給者証の有効期間は、来年七月三十一日までです。次の四点到注意し、大切に取扱ってください。

年金課または城南支所で手続きをしてください。

古い受給者証は七月一日以降各世帯で処分する。医療機関で受診するときは、保険証とともに受給者証も必ず窓口へ提示する。提示しないと自己負担分を支払わなくてはなりません住所、氏名、加入している医療保険などに変更があったときは、十四日以内に届け出る。ほかの市町村へ転出するときは、国保年金課または城南支所へ受給者証を返却する。

重度心身障害者：国民年金法施行令別表一級の障害者、身体障害者手帳一級・二級の障害者など 母子・父子家庭など：母子・父子家庭の母・父と十八歳未満の子（満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで）、両親のいない十八歳未満の子、ただし所得税非課税者に限る 高齢重度障害者：老人保健法第二十五条第一項に規定の医療を受ける人で、国民年金法施行令別表一級の障害者、身体障害者手帳一級・二級の障害者など

なお、乳幼児・重度心身障害者・高齢重度障害者などの福祉医療費受給者証の更新はありません。受給者証に記載されている有効期限まで使用することができます。

入院中の市民税非課税福祉医療費受給者 福祉医療費受給者で、市民税非課税世帯の人が入院したときは、食事療養費の標準負担額減額認定申請の手続きをしてください。減額認定証は保険者（国民健康保険、社会保険など）が発行します。

福祉医療費受給者証は手続きを次のいずれかに該当する人は、福祉医療が適用されます。国保

手続きについては各保険者へ問い合わせてください。有効期限が過ぎたときは、更新の手続きが必要です。

：問い合わせは国保年金課
890 6253へ。